



## 令和8年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会 第1回 理事会

日 時：令和8年6月5日（金）14:05～15:15

会 場：兵庫県学校厚生会館 2階大会議室

### 次 第

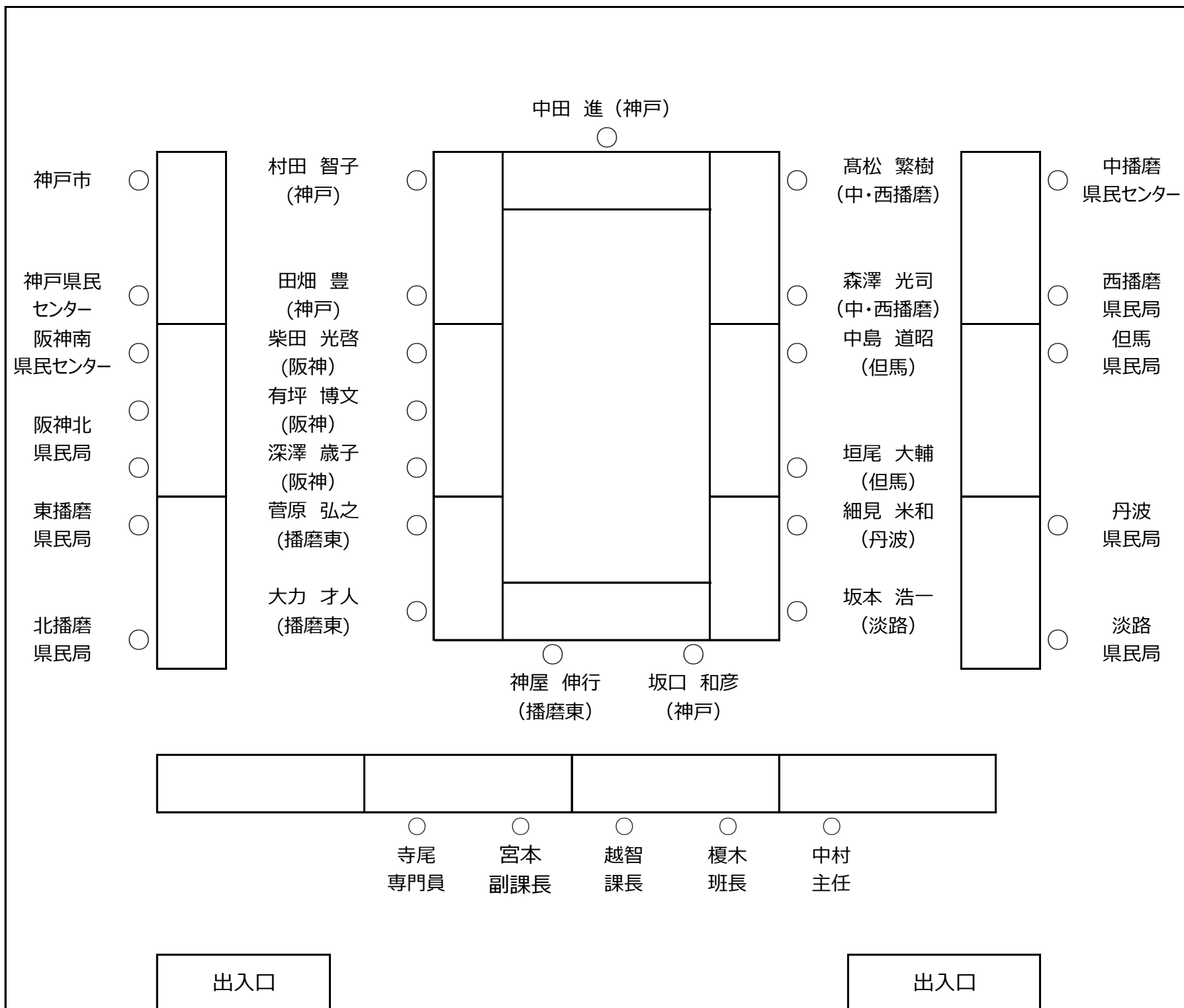
- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 報 告 事 項 令和7年度全県連絡協議会事業報告及び令和7年度収支決算について
- 5 役 員 選 出 令和8年度及び令和9年度役員について
- 6 協 議 事 項
  - (1) 「スポーツクラブ21ひょうご」各地区連絡協議会の組織体制について
  - (2) 令和8年度全県連絡協議会事業計画(案)及び令和8年度収支予算(案)について
  - (3) 令和8年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県スポーツサミット開催要項について
  - (4) 全県連絡協議会銀行口座（県委託料）のネットバンキング導入について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

# 令和8年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会

## 第1回理事会 座席図

日時：令和8年6月5日（金） 13:30～13:50

場所：兵庫県学校厚生会館 2階大会議室



令和8年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会第1回理事会 出席者

No	役 職	役員名	地区	市町	所属(クラブ名)	出欠	備考
-	前会長	中 田 進	神 戸	神 戸 市	成 徳 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21	○	
1	代表理事	村田 智子	神 戸	神 戸 市	雲 中 ウ イ ン グ ク ラ ブ	○	新規
2		柴田 光啓	阪 神	尼 崎 市	尼崎市スポーツクラブ21連絡協議会	○	新規
3		菅原 弘之	播磨東	加 古 川 市	NPO法人加古川総合スポーツクラブ	○	
4		高松 繁樹	中・西播磨	福 崎 町	福 崎 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 連 合	○	新規
5		中島 道昭	但 馬	豊 岡 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 に し き	○	新規
6		細見 米和	丹 波	丹 波 篠 山 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 む ら く も	○	新規
7		坂本 浩一	淡 路	淡 路 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 浦	○	新規
8	理事	田 畑 豊	神 戸	神 戸 市	ス ポ ー ツ 倶 楽 部 め い し ん	○	新規
9		有坪 博文	阪 神	三 田 市	スポーツクラブ21さんだ連絡協議会	○	新規
10		大力 才人	播磨東	三 木 市	スポーツクラブ21自由が丘スマイル	○	
11		森澤 光司	中・西播磨	太 子 町	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 太 田	○	新規
12		垣尾 大輔	但 馬	朝 来 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 よ ふ ど	○	新規
13		篠崎 岳彦	丹 波	丹 波 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 氷 上 南	×	新規
14		平田 誠	淡 路	淡 路 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 つ な	×	新規
15	幹 事	坂口 和彦	神 戸	神 戸 市	神 戸 市 立 中 央 体 育 館	○	
16		神屋 伸行	播磨東	加 古 川 市	NPO法人加古川総合スポーツクラブ	○	新規
17	女性委員	深澤 歳子	阪 神	宝 塚 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 一 小 校 区	○	新規

【地区事務局】

No	地 区	氏 名	所 属	職 名	出欠	備考
1	神 戸	山崎 裕介	神戸市文化スポーツ局スポーツ交流課	事 務 職 員	○	
2		横山 和奏	神 戸 県 民 セ ン タ ー	主 事	○	
3	阪 神	岡田 大知	阪 神 南 県 民 セ ン タ ー	課 長 補 佐	○	
4		長谷川 陽子	阪 神 北 県 民 局	室長補佐兼県民課長	○	
5		佐野 典子	阪 神 北 県 民 局	県 政 推 進 事 務 員	○	
6	播磨東	花本 修人	東 播 磨 県 民 局	主 事	○	
7		宮崎 佑馬	北 播 磨 県 民 局	主 事	○	
8	中・西播磨	藤田 祐輝	中 播 磨 県 民 セ ン タ ー	副 主 任	○	
9		杉本 美香	西 播 磨 県 民 局	臨 時 職 員	○	
10	但 馬	押田 真波	但 馬 県 民 局	副 主 任	○	
11	丹 波	池本 早紀	丹 波 県 民 局	主 事	○	
12	淡 路	大下 成章	淡 路 県 民 局	課 長 補 佐	○	

【スポーツクラブ21ひょうご全県連絡協議会事務局】

No	所 属	氏 名	役 割	職 名	出欠	備考
1	県民生活部 文化スポーツ局 スポーツ 振興課	越智 敏文	事 務 局 長	課 長	○	
2		宮本 浩充	事 務 局 次 長	副課長兼スポーツ環境班長	○	
3		榎木 康雄	事 務 局 員	競 技 ・ 生 涯 ス ポ ー ツ 班 長	○	
4		寺尾 亮	事 務 局 員	競 技 ・ 生 涯 ス ポ ー ツ 班 ス ポ ー ツ 振 興 専 門 員	○	
5		中村 俊介	事 務 局 員	競 技 ・ 生 涯 ス ポ ー ツ 班 主 任	○	

令和8・9年度地区女性委員および各市町女性委員一覧

【地区女性委員】

No.	地区名	名 前	所 属
1	神戸	岡崎 みゆき	下畑台やまももクラブ
2	阪神	深澤 歳子	スポーツクラブ 21 一小校区
3	播磨東	尼木 智美	スポーツクラブ 21 いなみ
4	播磨西	北川 隆雄	スポーツクラブ 21 城西
5	但馬	綿貫 弘美	高柳地区スポーツクラブ 21
6	丹波	稲井 順子	スポーツクラブ 後川
7	淡路	森下 さなえ	スポーツクラブ 21 由良

【市町女性委員】

No.	市区町名	名 前
1	神戸市東灘区	上田 朋子
2	灘区	長船 祐子
3	中央区	大寺 由美
4	兵庫区	圓尾 裕子
5	北神区	花 蘭 睦子
		吹 谷 富江
6	長田区	荻野 正江
7	須磨区	( 調 整 中 )
8	垂水区	山崎 絵美
9	西区	松本 みゆき
10	尼崎市	窪 眞 弓
11	西宮市	米田 眞理子
12	芦屋市	新宮 優子
13	伊丹市	中村 雅美
14	宝塚市	深澤 歳子
15	川西市	宇高 康子
16	三田市	杓谷 公江
17	猪名川町	尾上 和子
18	加古川市	不 在
19	高砂市	不 在
20	播磨町	尼木 智美
21	加西市	石野 正弘

No.	市区町名	名 前
22	加東市	田尻 由庫
23	多可町	藤永 和美
24	姫路市	大嶋 徳恵
25	相生市	溝渕 紀子
26	たつの市	不 在
27	赤穂市	北川 隆雄
28	宍粟市	不 在
29	神河町	羽岡 幹雄
30	市川町	不 在
31	福崎町	上田 和子
32	太子町	不 在
33	上郡町	松本 祥男
34	佐用町	不 在
35	豊岡市	友田 千織
36	養父市	綿貫 弘美
37	朝来市	足立 恵子
38	香美町	城田 香織
39	新温泉町	山根 早紀子
40	丹波市	足立 成美
41	洲本市	森下 さなえ
42	淡路市	曾谷 哲也
43	南あわじ市	武中 みどり

## 「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会という。

### (目的)

第2条 本会は、「スポーツクラブ21ひょうご」事業によって設立された総合型地域スポーツクラブ（以下、「クラブ」という）で組織し、相互の連絡と親睦及びクラブの円滑な運営と活動の活発化を図り、もって、地域の生涯スポーツ振興に寄与する。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 共通課題の検討会
- (2) 情報交換会
- (3) 交流大会
- (4) 研修会・講習会
- (5) 女性委員会
- (6) その他必要な事業

### (組織)

第4条 本会に、次の各地区連絡協議会をおく。

- (1) 神戸
- (2) 阪神
- (3) 播磨東
- (4) 中・西播磨
- (5) 但馬
- (6) 丹波
- (7) 淡路

### (役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 代表理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 若干名
- (6) 女性委員長 1名

### (役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、代表理事のうちから、代表理事会において推挙し、理事会において承認する。

- 2 代表理事は、第4条に定める地区連絡協議会の会長をもって充てる。
- 3 理事は、第4条に定める地区連絡協議会の副会長または、地区連絡協議会から推薦された者をもって充てる。
- 4 監事は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 女性委員長は、女性委員のうちから代表理事会において推挙し、理事会において承認する。
- 6 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は再任されることができる。
- 8 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、これを統轄する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 2 代表理事は、理事会に付議すべき事項等を審議する。
- 3 理事は、予算及び決算等、重要事項を審議する。
- 4 監事は、本会の業務を監査する。

(幹事)

- 第8条 本会に幹事を若干名おくことができる。
- 2 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(顧問)

- 第9条 本会に顧問を若干名おくことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応え、本会の運営について助言する。

(事務局)

- 第10条 本会の事務を処理するため、事務局を兵庫県県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課（以下「スポーツ振興課」という。）内に置く。
- 2 事務局に事務局長を置き、スポーツ振興課長をもって充てる。
  - 3 事務局に関する必要な事項は別に定める。

(会議)

- 第11条 本会の会議は、代表理事会及び理事会とする。
- 2 会議は、会長が必要に応じてこれを招集し主宰する。
  - 3 代表理事会は、会長、副会長、代表理事、監事、幹事、女性委員長をもって構成し、理事会に付議すべき事項及び理事会において委託された事項を議決する。
  - 4 理事会は、会長、副会長、代表理事、理事、監事、幹事、女性委員長をもって構成し、この規約に別に規定するもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
  - 5 会議は、構成員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
  - 6 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 7 会長が必要と認めたときには、会議にオブザーバーとして有識者の出席を求めることができる。

(経費)

- 第12条 本会の経費は、次のものをもってあてる。
- (1) 会費 (2) 助成金 (3) 寄附金 (4) その他
  - 2 会費は、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会会費規程（以下、「会費規程」という。）で定める額とし、第4条に定める地区連絡協議会ごとにまとめて納付する。

(賛助会員)

- 第13条 本会に賛助会員をおくことができる。
- 2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、地域の生涯スポーツ振興に寄与できる団体のうち、本会を賛助するために入会した団体とする。
  - 3 本会への入会については、代表理事会において推挙し、理事会において承認を受けなければならない。
  - 4 賛助会員は、第4条に定める地区連絡協議会には属さない。
  - 5 賛助会員は、賛助会費として会費規程で定める額を本会に納付しなければならない。
  - 6 その他、規約に定めのない事項は別に定める。

(会計年度)

- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(委任)

- 第15条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、会長が定め、理事会に報告する。

## 附 則

- 1 この規約は、平成18年9月11日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 2 この規約は、平成19年2月22日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 3 この規約は、平成24年6月4日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 4 この規約は、平成26年3月13日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 5 この規約は、平成26年6月6日より施行する。ただし、改正後の第12条第2項の規定は、理事会において別に定める日から施行する。
- 6 この規約は、平成26年10月9日より施行する。
- 7 この規約は、平成28年4月1日より施行する。
- 8 この規約は、平成30年4月1日より施行する。
- 9 この規約は、令和元年9月1日より施行する。
- 10 この規約は、令和5年4月1日より施行する。（事務局の名称変更）
- 11 この規約は、令和5年7月12日より施行する。（事務局長の変更）
- 12 この規約は、令和6年9月12日より施行する。（地区連絡協議会の名称変更）
- 13 この規約は、令和7年4月1日より施行する。（事務局の名称変更、事務局長の変更）

令和7年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会事業報告

項目	内 容
1 推進体制	全県連絡協議会理事会の開催 期日：第1回 令和7年6月6日(金) 兵庫県学校厚生会館(2階大会議室) 第2回 7年9月5日(金) ※台風の接近のため書面開催 第3回 令和8年3月6日(金) 兵庫県学校厚生会館(2階大会議室)
2 交流事業等	(1) 全県スポーツサミットの開催 主 管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会 期 日：令和7年10月11日(土) 午後 場 所：神戸商工貿易センタービル 26階会議室 参加者：SC21 会員、各市町 SC21 担当者 87名  (2) 全県スポーツ大会の開催 主 管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」各地区連絡協議会 ア 神戸地区 ・第13回あじさいロードレース大会 835名 期日：令和7年12月13日(土) 場所：神戸しあわせの村 イ 阪神地区 ・ポッチャ大会 中止 期日：令和8年1月25日(日) 場所：宝塚市立スポーツセンターサザリナ ウ 播磨東地区 ・小学生バレーボール大会 750名 期日：令和7年11月24日(月・祝) 場所：加古川市立総合体育館 ・ミニバスケットボール大会 720名 期日：令和7年12月20日(土)・21日(日) 場所：加古川市立総合体育館 エ 中・西播磨地区 ・卓球交流大会 158名 期日：令和7年11月23日(日) 場所：太子町立町民体育館 オ 但馬地区 ・ふれあいソフトバレーボール交流大会 50名 期日：令和7年11月30日(日) 場所：八鹿総合体育館 カ 丹波地区 ・囲碁ボール交流大会 36名 期日：令和7年11月22日(土) 場所：丹波市立柏原住民センター キ 淡路地区 ・グラウンド・ゴルフ交流大会 in Awaji 120名 期日：令和7年11月6日(木) 場所：淡路佐野運動公園第2多目的グラウンド 合計 2,669名 (昨年度 2,502名)

項目	内 容
3 運営支援	<p>(1) 女性委員会  期 日：令和7年6月6日(金)・令和8年3月6日(金)  場 所：兵庫県学校厚生会館(2階大会議室)  委 員：各地区代表女性委員</p> <p>(2) 女性委員会研修会(ひょうご女性スポーツの会競技別研修会)</p> <p>ア 神戸地区</p> <p>    (ア) トランポ・ロビックス体験会 <span style="float:right">21名</span>  期日：令和7年11月9日(日) 場所：神戸市立中央体育館</p> <p>    (イ) 整体講習会 <span style="float:right">30名</span>  期日：令和7年2月22日(日) 場所：神戸市立磯上体育館</p> <p>イ 阪神地区</p> <p>    ウォーキング大会・モルック体験 <span style="float:right">35名</span>  期日：令和7年11月30日(日) 場所：兵庫県立西谷の森公園</p> <p>ウ 播磨東地区</p> <p>    「うみえーるオータムフェス」イベント体験研修 <span style="float:right">100名</span>  期日：令和7年11月9日(日) 場所：うみえーる広場</p> <p>エ 中・西播磨地区</p> <p>    実技研修(フリーストレスヨガ) <span style="float:right">19名</span>  期日：令和7年11月29日(土) 場所：神崎郡市川町スポーツセンター</p> <p>オ 但馬地区</p> <p>    令和8年度研修会実施に向けた検討会  期日：令和7年8月23日(土)：養父市立養父公民館  令和7年12月24日(水)：豊岡総合庁舎福利センター</p> <p>カ 丹波地区</p> <p>    モルック交流会 <span style="float:right">⇒ 中止</span>  期日：令和7年11月30日(日) 場所：兵庫県立丹波年輪の里</p> <p>キ 淡路地区</p> <p>    スポーツウエルネス吹矢 <span style="float:right">30名</span>  期日：令和7年10月29日(水) 場所：淡路市役所</p> <p style="text-align:right">合計 235名  (昨年度 274名)</p>

項目	内 容
4 関連事業	<p>(1) 市町推進委員会（各市町において開催）</p> <p>(2) 「スポーツ立県ひょうご」創出プロジェクト事業  主管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」各地区連絡協議会  内容：・親子で行うスポーツ大会やスポーツフェスティバル等の開催  ・第2期兵庫県スポーツ推進計画の趣旨に則ったスポーツイベント等の開催  ・全県スポーツ大会の予選会、ニュースポーツ体験イベント、地区クラブサミット等の開催</p> <p>(3) 市町スポーツ主管課連絡協議会の開催  期 日：令和7年5月19日（月）午後  場 所：兵庫県中央労働センター 大ホール  参加者：スポーツ主管課課長級職員等</p> <p>(4) ひょうご女性スポーツの会  ア 競技別総合開会式  期日：令和7年6月14日（土） 14:00～16:30  場所：神戸新聞松方ホール  イ 研修会「ヨガ体験」「ピククルボール体験」  期日：令和7年12月11日（木）13:30～16:00  場所：ダイアデムピククルボール神戸</p>

令和7年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会 収支決算書

【一般会計】

○収入の部

(単位：円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	摘 要	増減理由
委 託 金	200,000	143,430	△ 56,570	理事会等開催費（兵庫県より）	実績減のため
協 議 会 会 費	777,710	776,380	△ 1,330	①1,000×781クラブ ※振込手数料 4,620円	統合によるクラブ数の減のため
補 助 金	150,000	150,000	0	女性委員会研修補助金(ひょうご女性スポーツの会より)	
雑 収 入	660	6,513	5,853	預金利息	
そ の 他	0	188,391	188,391	全県スポーツ大会（但馬地区）返金（過去分：H25～R5） ※振込手数料 990円	
計	1,128,370	1,264,714	136,344		

○支出の部

(単位：円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	摘 要	増減理由		
理 事 会 等 開 催 費	旅 費	150,770	111,640	△ 39,130	第1回理事会打ち合わせ 役員旅費 780	※実績による減額	
					第1回理事会 役員旅費 40,380		
					第2回理事会打ち合わせ 役員旅費 780		
					第2回理事会 役員旅費 0		
					第3回理事会打ち合わせ 役員旅費 780		
					第3回理事会 役員旅費 39,540		
					全県スポーツサミット 役員旅費 16,680		
					第1回女性委員会 役員旅費 10,120		
					第2回女性委員会 役員旅費 2,580		
					需 用 費		3,000
使 用 料	43,230	28,820	△ 14,410	第1回理事会・第1回女性委員会 会場使用料 14,410	理事会中止のため		
				第2回理事会 会場使用料 0			
				第3回理事会・第2回女性委員会 会場使用料 14,410			
				全県スポーツサミット打ち合せ 会場使用料 0		※庁内会議室で行ったため	
役 務 費	3,000	2,970	△ 30	振込手数料等 2,970			
小 計	200,000	143,430	△ 56,570		※委託料の残額は県へ返金		
運 営 費	女 性 委 員 会	会 費 等	20,000	20,000	0	ひょうご女性スポーツの会加盟料	
		活 動 費	210,000	152,074	△ 57,926	女性委員会研修費として	※研修会中止の地区があったため
	全 県 ス ポ ー ツ 大 会 補 助	560,000	470,077	△ 89,923	神戸地区 70,000	※実績による減額（大会中止）	
					阪神地区 770		
					播磨東地区 140,000		
					中・西播磨地区 70,000		
					但馬地区 55,236		※実績による減額
					丹波地区 64,071		※実績による減額
					淡路地区 70,000		
	全 国 大 会 出 場 金	10,000	0	△ 10,000		※該当無しのため	
役 務 費	10,000	11,440	1,440	振込手数料			
会 計 監 査	9,000	0	△ 9,000	会計監査に係る監事旅費 0 会計監査に係る会場使用料	※R6年度監査は年度内に実施済みのため		
予 備 費	5,000	0	△ 5,000				
特 別 会 計 積 立 金	104,370	467,693	363,323	R7特別会計へ			
小 計	928,370	1,121,284	192,914				
計	1,128,370	1,264,714	136,344				

【特別会計】※通帳は、一般会計と同一

○収入の部

(単位：円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	摘 要	増減理由
前 年 度 繰 越	4,922,505	4,922,505	0	R6特別会計より繰越	
特 別 会 計 積 立 金	104,370	467,693	363,323	R7一般会計より	
助 成 金	171,840	146,280	△ 25,560	ユ－ハイム体育・スポーツ振興会	
計	5,198,715	5,536,478	337,763		

○支出の部

(単位：円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	摘 要	増減理由	
全 県 ス ポ ー ツ サ ミ ッ ト 開 催 費 等	交 通 費 代 補 助	350,000	0	△ 350,000	@50,000×7地区	※該当がなかったため
	会 場 費	41,800	54,370	12,570	会場費	※ユ－ハイム助成金に必要な経費
	報 償 費	150,000	93,000	△ 57,000	講師謝金	
	旅 費	15,000	33,720	18,720	講師旅費	
	役 務 費	3,000	1,760	△ 1,240	通信運搬費・振込手数料等	
	予 備 費	10,000	0	△ 10,000		
	そ の 他	10,000	0	△ 10,000	チラシ製作費	※チラシの製作を要しなかったため
	小 計	579,800	182,850	△ 396,950		
次 年 度 繰 越	4,618,915	5,353,628	734,713	R8特別会計へ繰越		
計	5,198,715	5,536,478	337,763			

## 監 査 報 告

「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会規約第7条第4項及び事務局規程第14条第2項にもとづき、令和7年度の収支決算について、関係証拠書類及び帳簿を監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和8年 4月 7日

監事 杭田 賢司

監事 尾崎 寛心

「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会

会 長 中 田 進 様

令和8年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会 新役員

No	役 職	役員名	地区	市町	所属(クラブ名)	備考
1	代表理事	村 田 智 子	神 戸	神 戸 市	雲 中 ウ イ ン グ ク ラ ブ	新規
2		柴 田 光 啓	阪 神	尼 崎 市	尼 崎 市 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 連 絡 協 議 会	新規
3		菅 原 弘 之	播 磨 東	加 古 川 市	NPO 法 人 加 古 川 総 合 ス ポ ー ツ ク ラ ブ	
4		高 松 繁 樹	中・西播磨	福 崎 町	福 崎 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 連 合	新規
5		中 島 道 昭	但 馬	豊 岡 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 に し き	新規
6		細 見 米 和	丹 波	丹 波 篠 山 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 む ら く も	新規
7		坂 本 浩 一	淡 路	淡 路 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 浦	新規
8	理 事	田 畑 豊	神 戸	神 戸 市	ス ポ ー ツ 倶 楽 部 め い し ん	新規
9		有 坪 博 文	阪 神	三 田 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 さ ん だ 連 絡 協 議 会	新規
10		大 力 才 人	播 磨 東	三 木 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 自 由 が 丘 ス マ イ ル	
11		森 澤 光 司	中・西播磨	太 子 町	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 太 田	新規
12		垣 尾 大 輔	但 馬	朝 来 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 よ ふ ど	新規
13		篠 崎 岳 彦	丹 波	丹 波 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 氷 上 南	新規
14		平 田 誠	淡 路	淡 路 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 つ な	新規
15	幹 事	坂 口 和 彦	神 戸	神 戸 市	神 戸 市 立 中 央 体 育 館	
16		神 屋 伸 行	播 磨 東	加 古 川 市	NPO 法 人 加 古 川 総 合 ス ポ ー ツ ク ラ ブ	新規
17	女性委員	深 澤 歳 子	阪 神	宝 塚 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 一 小 校 区	新規

令和7年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会 役員名簿

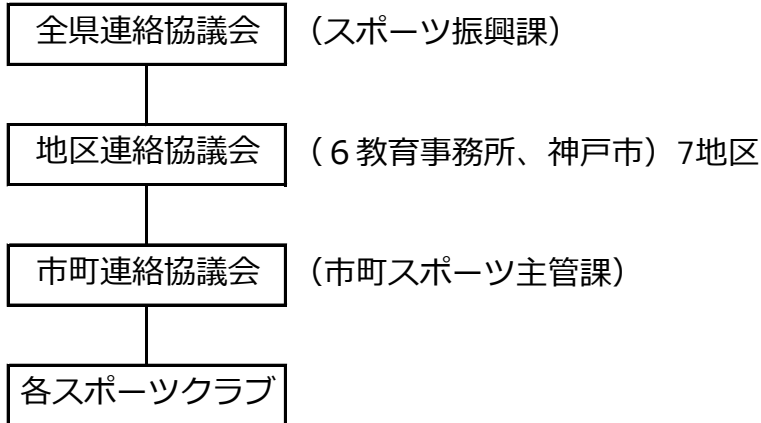
No	役 職	役員名	地区	市町	所属(クラブ名)	備考
-	顧 問	大 辻 利 弘	-	-	-	
1	会 長	中 田 進	神 戸	神 戸 市	成 徳 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21	
2	副 会 長	菅 原 弘 之	播 磨 東	加 古 川 市	NPO 法 人 加 古 川 総 合 ス ポ ー ツ ク ラ ブ	
3		村 田 啓 介	丹 波	丹 波 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 鴨 庄	新規
4	代 表 理 事	藤 重 智 哉	阪 神	猪 名 川 町	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 白 金	新規
5		徳 永 耕 造	中・西播磨	た つ の 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 揖 保	
6		村 上 重 之	但 馬	豊 岡 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 た き の や	
7		杭 田 賢 司	淡 路	洲 本 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 あ い は ら	新規・監事
8	理 事	岡 崎 み ゆ き	神 戸	神 戸 市	下 畑 台 や ま も も ク ラ ブ	
9		尾 崎 寛 心	阪 神	川 西 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 牧 の 台	新規・監事
10		大 力 才 人	播 磨 東	三 木 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 自 由 が 丘 西 ス マ イ ル	
11		高 松 繁 樹	中・西播磨	福 崎 町	福 崎 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 連 合	新規
12		丹 賀 正 康	但 馬	豊 岡 市	竹 野 南 ス ポ ー ツ ク ラ ブ	
13		田 中 富 雄	丹 波	丹 波 篠 山 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 城 北	新規
14		小 石 雅 世	淡 路	洲 本 市	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21 洲 本 第 二	
15	幹 事	坂 口 和 彦	神 戸	神 戸 市	神 戸 市 立 中 央 体 育 館	
16	女性委員長	村 田 智 子	神 戸	神 戸 市	雲 中 ウ イ ン グ ク ラ ブ	

## 令和8年度及び令和9年度の役員について

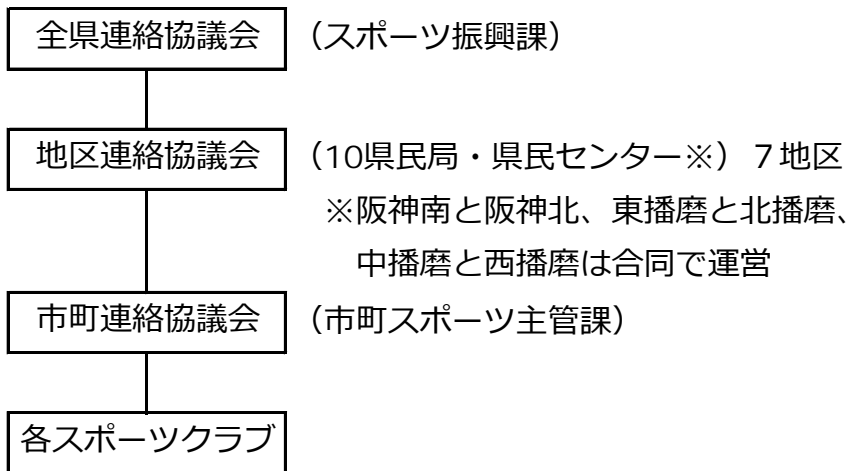
役員	規約	役員名
会 長	【第6条】代表理事のうちから、代表理事会において推挙し、理事会で承認する。	
副 会 長	【第6条】代表理事のうちから、代表理事会において推挙し、理事会で承認する。	
女性委員長	【第6条5項】女性委員のうちから代表理事会において推挙し、理事会において承認する。	
監 事	【第6条4項】理事会の承認を得て、会長が委嘱する。	
幹 事	【第8条第2項】幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。	
顧 問	【第9条第2項】顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応え、本会の運営について助言する。	

地区連絡協議会事務局の移管にともなう運営体制について

令和5年度まで



令和6・7年度



- 令和8年度から10地区での連絡協議会運営を予定していたが、現行体制での運営を希望する地区が多いため、7地区で運営をする。

## 令和８年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会事業計画（案）

項目	内 容
1 推進体制	<p>全県連絡協議会理事会の開催            期日：第１回 令和８年６月５日(金) 兵庫県学校厚生会館 ２階大会議室            第２回 ８月２８日(金) 兵庫県学校厚生会館 ２階大会議室            第３回 令和９年３月上旬頃</p>
2 交流事業等	<p>(1) 全県スポーツサミットの開催            主 管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会            期 日：令和８年１０月３日（土）            場 所：ひょうご津ミュージアム ひょうごはじまり館研修室（AB）            参加者：SC21 会員、各市町 SC21 担当者、一般参加者</p> <p>(2) 全県スポーツ大会の開催            主 管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」各地区連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○神戸地区               <ul style="list-style-type: none"> <li>・あじさいロードレース                    期日：令和８年１２月１２日(土) 場所：しあわせの村</li> </ul> </li> <li>○阪神地区               <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容、期日、場所：未定</li> </ul> </li> <li>○播磨東地区               <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生バレーボール大会                    期日：令和８年１０月２５日（日）                    場所：SHOWA グループ総合体育館（加古川市立総合体育館）</li> <li>・ミニバスケットボール大会                    期日：令和８年１１月１４（土）～１５日（日）                    場所： SHOWA グループ総合体育館（加古川市立総合体育館）</li> </ul> </li> <li>○中・西播磨地区               <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容、期日、場所：未定</li> </ul> </li> <li>○但馬地区               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいソフトバレーボール交流大会                    期日：令和８年１２月６日（日） 場所：八鹿総合体育館</li> </ul> </li> <li>○丹波地区               <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容、期日、場所：未定</li> </ul> </li> <li>○淡路地区               <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド・ゴルフ交流大会                    期日：令和８年１１月１２日（木） 場所：三原健康広場グラウンド</li> </ul> </li> </ul>
3 運営支援	<p>(1) 女性委員会            期 日：令和８年６月５日（金）・令和９年３月上旬頃            会 場：兵庫県学校厚生会館 ２階大会議室            参加者：各地区代表女性委員</p> <p>(2) 女性委員会研修会（ひょうご女性スポーツの会競技別研修会）            未定</p>

項目	内 容
4 関連事業	<p>(1) 市町推進委員会（各市町において開催）</p> <p>(2) 「スポーツ立県ひょうご」創出プロジェクト事業  主管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」各地区連絡協議会  内 容：・親子で行うスポーツ大会等の開催  ・第 2 期兵庫県スポーツ推進計画の趣旨に則ったスポーツイベント等の開催  ・全県スポーツ大会の予選会、スポーツ教室、ニュースポーツ体験イベント、地区クラブサミット等の開催</p> <p>(3) 市町スポーツ主管課連絡協議会の開催  期日：令和 8 年 5 月 25 日（月）  場所：農業共済会館 7 階大会議室  参加者：スポーツ主管課課長級職員等</p> <p>(4) ひょうご女性スポーツの会  競技別総合開会式  期 日：令和 8 年 6 月 20 日（土）  会 場：神戸新聞松方ホール</p>

令和8年度収支予算書(案)

協議事項(2)

【一般会計】

○収入の部

(単位:円)

科 目	R7予算額(A)	R7決算額	R8予算額(B)	差引(B-A)	摘 要
委 託 金	200,000	143,430	200,000	0	理事会等開催費(兵庫県より)
運 営 費					
協 議 会 会 費	777,710	776,380	776,380	△ 1,330	@1,000×781クラブ 振込手数料を差し引いた額
補 助 金	150,000	150,000	150,000	0	女性委員会研修補助金(ひょうご女性スポーツの会より)
雑 収 入	660	6,513	6,513	5,853	預金利息 ※R7参考
そ の 他	0	188,391	0	0	全県スポーツ大会返金(過去分:H22~R5)
計	1,128,370	1,264,714	1,132,893	4,523	

○支出の部

(単位:円)

科 目	R7予算額(A)	R7決算額	R8予算額(B)	差引(B-A)	摘 要
理 事 会 等 開 催 費					
旅 費	150,770	111,640	142,120	△ 8,650	第1回代表理事会・理事会打ち合わせ 役員旅費 3,000 第1回代表理事会・理事会 役員旅費 30,000 第2回理事会打ち合わせ 役員旅費 3,000 第2回理事会 役員旅費 31,000 第3回理事会打ち合わせ 役員旅費 3,000 第3回理事会 役員旅費 32,000 全県スポーツサミット 役員旅費 20,120 第1回女性委員会 役員旅費 10,000 第2回女性委員会 役員旅費 10,000
需 用 費	3,000	0	0	△ 3,000	消耗品等購入費
使 用 料	43,230	28,820	53,880	10,650	第1回代表理事会・理事会・女性委員会 会場使用料 17,960 第2回理事会 会場使用料 17,960 第3回理事会・第2回女性委員会 会場使用料 17,960
役 務 費	3,000	2,970	4,000	1,000	振込手数料等 4,000
小 計	200,000	143,430	200,000	0	※委託金で支出
運 営 費					
女 性 委 員 会					
会 費 等	20,000	20,000	20,000	0	ひょうご女性スポーツの会加盟料 20,000
活 動 費	210,000	152,074	280,000	70,000	女性委員会研修費として @40,000×7地区分 280,000
全 県 ス ポ ー ツ 大 会 補 助	560,000	470,077	560,000	0	@70,000×8大会(7地区) 560,000
全 国 大 会 出 場 ク ラ ブ 支 援 金	10,000	0	10,000	0	10,000
役 務 費	10,000	11,440	13,000	3,000	振込手数料 13,000
会 計 監 査	9,000	0	9,000	0	会計監査に係る監事旅費 9,000 会計監査に係る会場使用料 -
予 備 費	5,000	0	40,893	35,893	40,893
特 別 会 計 積 立 金	104,370	467,693	0	△ 104,370	特別会計へ 0
小 計	928,370	1,121,284	932,893	4,523	
計	1,128,370	1,264,714	1,132,893	4,523	

協議事項(2)

(単位：円)

【特別会計】※通帳は、一般会計と同一

## ○収入の部

科 目	R7予算額(A)	R7決算額	R8予算額(B)	差引(B-A)	摘 要
前年度繰越	4,922,505	4,922,505	5,353,628	431,123	R7特別会計より繰越
特別会計積立金	104,370	467,693	0	△ 104,370	R8一般会計から
助 成 金	171,840	146,280	150,000	△ 21,840	ユーハイム体育・スポーツ振興会
計	5,198,715	5,536,478	5,503,628	304,913	

## ○支出の部

(単位：円)

科 目	R7予算額(A)	R7決算額	R8予算額(B)	差引(B-A)	摘 要	
全県スポーツサミット開催費等	交通費補助	350,000	0	350,000	0	@50,000×7地区(350,000円)
	会場費	41,800	54,370	15,800	△ 26,000	会場費
	報 償 費	150,000	93,000	95,000	△ 55,000	講師謝金
	旅 費	15,000	33,720	34,000	19,000	講師旅費
	役 務 費	3,000	1,760	3,000	0	通信運搬費・振込手数料等
	予 備 費	10,000	0	20,000		
	そ の 他	10,000	0	10,000	0	その他(チラシ、看板等)
	小 計	579,800	182,850	527,800	△ 52,000	
次年度繰越	4,618,915	5,353,628	4,975,828	356,913	R9特別会計へ繰越	
計	5,198,715	5,536,478	5,503,628	304,913		

## 令和 8 年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県スポーツサミット 開催要項（案）

### 1 趣 旨

今後の「スポーツクラブ 21 ひょうご」を含めた地域スポーツの在り方について、「スポーツクラブ 21 ひょうご」関係者及び各市町行政を交えた研修及び情報交換を通じて連携を図るとともに、地域スポーツの推進とクラブの活性化をめざす。

2 主 催 兵庫県

3 主 管 「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会

4 協 賛 (公財)ユーハイム体育・スポーツ振興会

5 大会テーマ 「法令遵守で築く、地域に信頼される持続可能なクラブ」（仮題）

### 6 概 要

(1) 日 時 令和 8 年 1 0 月 3 日（土） 13:10～15:30（受付 12:45～）

(2) 場 所 ひょうご津ミュージアム ひょうごはじまり館 研修室  
(神戸市兵庫区中之島 2 丁目 2-1)

- 神戸市営地下鉄海岸線「中央市場前」駅から徒歩 5 分
- ※神戸市営地下鉄海岸線「三宮・花時計前」駅～「中央市場前」駅まで約 7 分
- ※神戸市営地下鉄海岸線「新長田」駅～「中央市場前」駅まで約 8 分

### (3) 日 程

12:45 13:10 13:20 14:30 15:30

受 付	開 会 行 事	講演・グループディスカッション
--------	------------------	-----------------

7 対 象 SC21 会員、各市町 SC21 担当者、一般参加者（スポーツ経営者・指導者・スポーツ選手等）

8 講 演 「持続可能な組織を支えるガバナンス・コンプライアンス」（仮題）  
講師 合田 雄治郎 氏  
(合田綜合法律事務所 代表弁護士)

9 グループディスカッション 講演中にグループディスカッション・発表等を行い、研修の理解度を深める。

10 そ の 他 諸連絡

# Web21 <ライト>タイプ

- ✓ 契約料
- ✓ 月額利用料
- ✓ 当行あて振込手数料

◆◆ **0** ◆◆  
円!!

振込手数料が  
ATM・窓口よりおトク!!

当行あて		他行あて	
3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上
0円	0円	165円	330円

(2025年5月現在の消費税を含む)

窓口・ATMに行かなくても  
パソコン・スマホ  
でお取引可能!



## サービス内容



### 取引口座照会サービス

口座の残高や入出金明細をパソコンやスマホアプリでご確認いただけます。



### 外部連携サービス

クラウド会計サービスと連携し、取引データの取得や振込データの作成が可能です。



### 振込・振替サービス

パソコンやスマホアプリで1日あたり300万円までの振込・振替ができます。



### Web21スマホアプリ

取引口座照会サービスや振込・振替サービスがスマホアプリでご利用可能です。

※ご利用にあたっては、スマートフォンの専用アプリをダウンロードする必要があります(無料)。



### Pay-easy(ペイジー)(税金・各種料金の払込)

1日あたり300万円まで税金や各種料金の払込ができます。

## セキュリティ

Web21<ライト>タイプでは、お客さまに安心してご利用いただく環境を整えています。

ログイン時・振込時の2段階認証  
「ValueDoor<sup>(※)</sup>/  
ワンタイムパスワードアプリ」

お客さまの情報を保護し  
安全にやり取り  
「SSL256bit暗号化の  
通信方式を採用」

ログインメール通知機能や  
操作履歴の閲覧で  
不正利用もチェック

(※)ValueDoorとは、「法人のお客さま向けインターネット窓口」です。Web21<ライト>をご利用いただく際、お客さま専用の「ValueDoorID」を使ってご利用者の本人確認を行います。くわしくは、Web21<ライト>申込書をご参照ください。

## ご利用環境

日本国内でのご利用に限りです。OS・ブラウザは日本語版のみとなります。

ご利用可能な環境は通知することなく変更する可能性がありますので、くわしくは当行ホームページをご覧ください。



<https://www.smbc.co.jp/hojin/valuedoor/help/kankyo.html>



Web21<ライト>の機能詳細およびご留意事項についてはこちら!

<https://www.smbc.co.jp/hojin/eb/web21/lite/>



## 「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会会費規程

第1条 この規程は、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会規約（以下、「規約」という。）に基づく会費を定める。

第2条 規約第12条第2項に定める会費は、以下のとおりとする。なお、統合・分離した場合は、クラブの活動単位数に応じた額とする。また、休会中のクラブについては徴収しない。

会費 1活動単位 年間1,000円

第3条 規約第13条第5項に定める賛助会員の会費は以下のとおりとする。

会費 1クラブ 年間1,000円

### 附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年3月11日から施行する。
- 3 この規程は、平成26年10月9日から施行する。
- 4 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和5年6月9日から施行する。

# 「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会 事務局規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会規約第10条第3項の規定に基づき、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会事務局（以下「事務局」という。）における組織及び運営に関して必要な事項を定める。

## 第2章 組織

(職員)

第2条 事務局に次の職員（以下総称して「職員」という）を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 若干名
- (3) 事務局員 若干名

2 事務局次長は、兵庫県民生活部スポーツ振興課副課長または係長をもって充てる。

3 事務局員は、スポーツ振興課職員をもって充てる。

(職務)

第3条 事務局長は、会長の命を受けて事務局を総理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(決裁)

第4条 事務局の事務は、会長の決裁を経て施行しなければならない。ただし、別表第1に掲げる専決事項については、同表に定める決裁区分により、事務局長又は事務局次長が専決をすることができる。

(代理決裁)

第5条 決裁について権限を有するもの（専決権を授与された者を含む。以下「決裁権者」という。）が不在で緊急やむを得ないときは、その決裁すべき事務を別表第2に定めるところにより、代理決裁をすることができる。

## 第3章 文書の取扱い

(記号及び番号)

第6条 文書には「スポ21」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、記号及び番号は省略することができる。

(保存)

第7条 文書は編さんし、事務局長が指示する期間保存しなければならない。

#### 第4章（公印等）

第8条 事務局の公印は、別表第3のとおりとし、事務局次長が保管する。

#### 第5章 服務及び旅費等

（服 務）

第9条 職員の服務については、兵庫県職員の例による。

（旅 費）

第10条 役員及び職員の旅費の額及び支給方法については、兵庫県職員の例による。

#### 第6章 財 務

（予算案の作成）

第11条 予算案は、会長の命を受け事務局長が作成するものとする。

（補正予算）

第12条 事務局長は、予算の作成後に既定の予算を追加、その他の変更を加える必要が生じたときは、会長の命を受け補正予算案を作成するものとする。

（予算の執行）

第13条 予算の執行は事務局長が行う。

2 事務局長は、予算の執行に当たっては、その趣旨に従い計画的にかつ効率的に執行しなければならない。

（決 算）

第14条 事務局長は予算の執行を完了したときは、速やかに証拠書類を添えて、会長に報告しなければならない。

2 会長は、決算を実行委員会の議決に付する前に、監事の監査に付さなければならない。

#### 第7章 補 則

（補 則）

第15条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月4日から施行する。

この規程は、平成26年6月6日から施行する。

この規程は、令和5年6月9日から施行する。

別表第1 専決事項及び決裁区分

専 決 事 項	決 裁 区 分	
	事務局長	事務局次長
(1) 旅行命令に関すること。 イ 役員等の旅行（会長、副会長）。 ロ 職員の旅行に関すること。	○ ○	
(2) 職員の服務に関すること。	○	
(3) 各種会議の企画・招集に関すること。 イ 全県連絡協議会に関すること。 ロ その他会議に関すること。	○	○
(4) 通知、報告、届出等の処理に関すること。		○
(5) 全県連絡協議会の広報に関すること。		○
(6) その他軽易な事項の処理に関すること。		○

別表第2

区 分	代理決裁をすることができる者
	決裁権者が不在の時
会長が決裁すべき事務	副会長 (あらかじめ会長が指名し、 その職務を代行する者に限る。)
事務局長が決裁すべき事務	事務局次長